



働き方改革は、ILO条約の批准から

長時間労働が消える?!

「三六協定でも超えてはならない、罰則付きの時間外労働の限度を設け」と安倍首相は施政方針演説で述べた。

良いことを云うと思っただ。が、続いて「専門性の高い仕事では、時間によらず成果で評価する制度を選択できるよようにする」と云う。

即ち、「高度プロフェッショナル(高プロ)制度」を設け労働時間規制から外し、労働時間規制が緩い裁量労働制の対象も拡大する。

こうすると統計上、長時間労働は消え「成果を出せ」と無限に残業させられる訳だ。

ILO第一号条約

一九一七年のロシア革命後のソ連が八時間労働とした。すると資本主義国はILO(国

際労働機構)を設け一日八時間、週四八時間労働を定めた第一号条約を一九一九年に採択。

その結果、八時間労働制から、今では週三五〜四〇時間となっている。独仏では残業させても一日の総労働時間は十時間がリミット。

残業がないのが普通だから、五時過ぎると「工場から出て、サイクリング」という風景がよく見られる。

この第一号条約の第九条に「日本は週五八時間」と緩めてある。しかし、日本は未批准。

この条約には「労働時間の短い日があれば、週四八時間までは働かせられる」とある。だが、連日残業残業ということは認めていない。

日本も批准すれば、残業で過労死ということは無くなると思う。皆さんはどう思われますか?



太地くじら浜のキャッチャーボート

和歌山県東牟婁(むろ)郡那智勝浦町 2017年11月

三重県から和歌山県の潮岬辺りまでリアス式海岸が続く。奥深い入り江がいくつもある。その一つの小さな入り江の奥に立った。左が太平洋だ。

対岸に「太地くじら博物館」「くじら浜公園」がある。二〇〇七年に引退した捕鯨のキャッチャーボート「第一京丸」が陸揚げされ、展示されている。

丘を越えると町の中心、太地漁港に至る。沿岸に回遊して来る鯨を古くから捕っていた。主にミンククジラを捕っていたがIWC(国際捕鯨委員会)により捕獲が禁止され、今は、IWC管理対象外の小型鯨ツチクジラ、ゴンドウクジラなどを捕獲している。

ミンククジラは世界的に殖え続けているので、その捕鯨再開が待ちわびられている。

